

塩尻市地域防災計画

その他災害対策編

雪害対策編
原子力災害対策編
航空災害対策編
鉄道災害対策編
火山災害対策編

令和5年度修正

新旧対照表

【雪害対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
雪害対策編 第1節 計画作成の趣旨 第3 計画の内容 1 雪害に強いまちづくり (2) 実施計画 <u>イ 県、市及び関係機関が実施する計画</u> <u>県、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u> <u>ウ 県が実施する計画（全部局）</u> (略) 12 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 降積雪時の適切な活動や<u>除雪作業の危険性と対応策等</u>について、市民に対し周知を図る。 <u>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</u> イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、警察本部） (7) <u>次の事項について</u>テレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行う	雪害対策編 第1節 計画作成の趣旨 第3 計画の内容 1 雪害に強いまちづくり (2) 実施計画 <u>(新設)</u> <u>イ 県が実施する計画（全部局）</u> (略) 12 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 降積雪時の適切な活動について、市民に対し周知を図る。 イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、警察本部） (7) 雪害に関する警報・注意報等に対して注意を払う、住宅周辺等につ	県の計画の記載に合わせた修正

とともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く市民に対して防災知識の普及を図るものとする。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。</u> <u>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</u>	いては、自主的除雪を心がける等の防災思想の普及徹底をテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行うとともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く市民に対して防災知識の普及を図るものとする。	
--	---	--

【雪害対策編】第2章第2節

新	旧	修正理由・備考																											
第2節 除雪等諸対策の実施 第3 活動の内容 1 除雪等活動 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (7) 体制区分 大雪対策に対処するため、状況に応じ次表の組織体制をとる。ただし、24時間降雪量、雪質、災害の状況その他の事情により判断し、必要な場合は適正な組織体制をとる。 <table border="1"> <tr> <th>状況</th><th>体制区分</th><th>組織体制</th></tr> <tr> <td>降雪量 10～50 cm</td><td>第1次除雪体制 (警戒体制C)</td><td>建設事業部または大雪警戒本部</td></tr> <tr> <td>降雪量 51～100 cm</td><td>第2次除雪体制 (非常体制B)</td><td>建設事業部または大雪警戒本部</td></tr> <tr> <td>降雪量 101 cm以上</td><td>第3次除雪体制 (全体制A)</td><td>大雪警戒本部または災害対策本部</td></tr> </table> (略) (イ) 大雪警戒本部の設置 a 設置基準 大雪により道路交通が遮断され、建物、農業施設等に被害が発生す	状況	体制区分	組織体制	降雪量 10～50 cm	第1次除雪体制 (警戒体制C)	建設事業部または大雪警戒本部	降雪量 51～100 cm	第2次除雪体制 (非常体制B)	建設事業部または大雪警戒本部	降雪量 101 cm以上	第3次除雪体制 (全体制A)	大雪警戒本部または災害対策本部	第2節 除雪等諸対策の実施 第3 活動の内容 1 除雪等活動 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (7) 体制区分 大雪対策に対処するため、状況に応じ次表の組織体制をとる。ただし、24時間降雪量、雪質、災害の状況その他の事情により判断し、必要な場合は適正な組織体制をとる。 <table border="1"> <tr> <th>体制区分</th><th>状況</th><th>組織体制</th></tr> <tr> <td>平常体制</td><td>11月から翌年の3月まで</td><td>建設事業部または関係事業部</td></tr> <tr> <td>第1次除雪体制</td><td>降雪量 10～50 cm</td><td>建設事業部または大雪対策本部</td></tr> <tr> <td>第2次除雪体制</td><td>降雪量 51～100 cm</td><td>建設事業部または大雪対策本部</td></tr> <tr> <td>第3次除雪体制</td><td>降雪量 101 cm以上</td><td>大雪対策本部または災害対策本部</td></tr> </table> (略) (イ) 大雪対策本部の設置 a 設置基準 市長は、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業施設等に被害	体制区分	状況	組織体制	平常体制	11月から翌年の3月まで	建設事業部または関係事業部	第1次除雪体制	降雪量 10～50 cm	建設事業部または大雪対策本部	第2次除雪体制	降雪量 51～100 cm	建設事業部または大雪対策本部	第3次除雪体制	降雪量 101 cm以上	大雪対策本部または災害対策本部	マニュアルの変更に伴う修正
状況	体制区分	組織体制																											
降雪量 10～50 cm	第1次除雪体制 (警戒体制C)	建設事業部または大雪警戒本部																											
降雪量 51～100 cm	第2次除雪体制 (非常体制B)	建設事業部または大雪警戒本部																											
降雪量 101 cm以上	第3次除雪体制 (全体制A)	大雪警戒本部または災害対策本部																											
体制区分	状況	組織体制																											
平常体制	11月から翌年の3月まで	建設事業部または関係事業部																											
第1次除雪体制	降雪量 10～50 cm	建設事業部または大雪対策本部																											
第2次除雪体制	降雪量 51～100 cm	建設事業部または大雪対策本部																											
第3次除雪体制	降雪量 101 cm以上	大雪対策本部または災害対策本部																											

るなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあるときは、除雪対策を中心に庁内体制を強化するため、副市長を本部長として大雪対策本部を設置する。 b 組織 大雪警戒本部の組織、<u>事務分掌及び各部班の活動要領</u>は、<u>「大雪対策マニュアル」</u>に定めるところによる。	が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあるときは、除雪対策を中心に庁内体制を強化するため、副市長を本部長として大雪対策本部を設置する。 b 組織 大雪警戒本部の組織<u>及び</u>事務分掌は、<u>本節末別表「塩尻市大雪対策本部組織図」及び「塩尻市大雪対策本部事務分掌」</u>に定めるところによる。 <u>各部班の活動要領（大雪対策マニュアルによる）</u>	
---	--	--

【原子力災害対策編】第2章第6節

新	旧	修正理由・備考
原子力災害対策編 第6節 市民等への情報伝達体制の整備 第2 情報伝達手段の整備等 様々な生活様式と生活時間の中で暮らしている市民に、災害時の情報を漏れなく伝えるためには複数の伝達手段を確保する必要があることから、市は、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、<u>SNS</u>、消防団などによる広報、電話連絡、マスコミ等の協力など、要配慮者にも配慮した多様な手段による情報伝達体制の整備に努める。(危機管理課、<u>秘書広報課</u>)	原子力災害対策編 第6節 市民等への情報伝達体制の整備 第2 情報伝達手段の整備等 様々な生活様式と生活時間の中で暮らしている市民に、災害時の情報を漏れなく伝えるためには複数の伝達手段を確保する必要があることから、市は、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、<u>ツイッター</u>、消防団などによる広報、電話連絡、マスコミ等の協力など、要配慮者にも配慮した多様な手段による情報伝達体制の整備に努める。(危機管理課、<u>経営戦略課</u>)	担当課に確認の上 修正

【原子力災害対策編】 第3章第4節

新	旧	修正理由・備考
第4節 モニタリング等 第2 放射性物質濃度の測定 1 市が実施する内容 市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。なお、市が行った測定の結果は、市ホームページで公表する。（関係課） 2 県が実施する内容 県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表するものとする。（関係部局）	第4節 モニタリング等 第2 放射能濃度の測定 1 市が実施する内容 市は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。なお、市が行った測定の結果は、市ホームページで公表する。（関係課） 2 県が実施する内容 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表するものとする。（関係部局）	県の計画の記載に合わせて修正

【原子力災害対策編】第3章第7節

新	旧	修正理由・備考
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 第2 広域避難活動 1 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。 県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行うものとする。 2 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 3 市からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。 4 JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行うものとする。 5 自衛隊は、市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行うものとする。 <u>6 市及び県は、必要に応じ、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到達した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u>	第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 第2 広域避難活動 1 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。 県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行うものとする。 2 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 3 市からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。 4 JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行うものとする。 5 自衛隊は、市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行うものとする。 <u>（新設）</u>	県の計画の記載に合わせて修正

【原子力災害対策編】第3章第11節

新	旧	修正理由・備考
第11節 原子力災害時の広報 第2 広域避難活動 1 広報活動の方法 市は、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、エリアメール、<u>SNS</u>、報道機関の活用などあらかじめ整備した広報活動の方法（手段）を適切に使い分けるとともに、複数の方法を組み合わせた効果的な情報伝達を図る。 (1) 防災行政無線、衛星携帯電話、エリアメール、<u>SNS</u>の利用 防災行政無線、衛星携帯電話は、緊急を要する場合で即時の伝達が必要な緊急情報などの伝達に利用する。	第11節 原子力災害時の広報 第2 広域避難活動 1 広報活動の方法 市は、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、エリアメール、<u>ツイッター</u>、報道機関の活用などあらかじめ整備した広報活動の方法（手段）を適切に使い分けるとともに、複数の方法を組み合わせた効果的な情報伝達を図る。 (1) 防災行政無線、衛星携帯電話、エリアメール、<u>ツイッター</u>の利用 防災行政無線、衛星携帯電話は、緊急を要する場合で即時の伝達が必要な緊急情報などの伝達に利用する。	文言の修正

【航空災害対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
航空災害対策編 第1節 情報の収集・連絡体制の整備 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 イ 関係機関が実施する計画 (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(東京航空局) (略) ウ 県が実施する計画 (イ) 住民から消防機関等を通じて入った災害情報を、<u>東京航空局</u>や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておくものとする。(危機管理部、企画振興部、警察本部)	航空災害対策編 第1節 情報の収集・連絡体制の整備 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 イ 関係機関が実施する計画 (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。)) (略) ウ 県が実施する計画 (イ) 住民から消防機関等を通じて入った災害情報を、<u>CAB</u>や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておくものとする。(危機管理部、企画振興部、警察本部)	県の計画の記載に合わせた修正

【航空災害対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
第2節 災害応急体制の整備 第3 計画の内容 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (ウ) 各消防機関の消防相互応援体制が円滑に行われるよう、県地域防災計画風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行うものとする。(危機管理部)	第2節 災害応急体制の整備 第3 計画の内容 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (ウ) 各消防機関の消防相互応援体制が円滑に行われるよう、県地域防災計画風水害対策編第2章第4節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行うものとする。(危機管理部)	県の計画の記載に合わせて修正

【航空災害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
第1節 情報の収集・連絡・通信の確保 第3 活動の内容 1 関係市町村等への連絡等 (2) 実施計画 ア 関係機関が実施する対策 (ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び東京航空局から長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は、速やかに県への連絡を行うものとする。<u>(東京航空局)</u>	第1節 情報の収集・連絡・通信の確保 第3 活動の内容 1 関係市町村等への連絡等 (2) 実施計画 ア 関係機関が実施する対策 (ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び東京航空局から長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は、速やかに県への連絡を行うものとする。<u>(CAB)</u>	県の計画の記載に合わせて修正

【鉄道災害対策編】第1章第5節

新	旧	修正理由・備考
鉄道災害対策編 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 第2 主な取組み 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 - 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。 市、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 市、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立をする。 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動の体制の整備を図る。 - 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な<u>対応方法</u>の確立に努める。 - 鉄道事業者は、事故復旧に備えた人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。	鉄道災害対策編 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 第2 主な取組み 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 - 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。 市、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 市、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立をする。 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動の体制の整備を図る。 - 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な<u>応急対策</u>の確立に努める。 - 鉄道事業者は、事故復旧に備えた人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。	県の計画の記載に合わせて修正

【鉄道災害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第3 活動の内容 1 鉄道事故情報等の連絡 (2) 実施計画 イ 市、県及び鉄道事業者が実施する対策 (イ) 発見または連絡に基づき、市及び県は、直ちに警戒体制の強化、避難<u>指示の発令</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。 (略) ウ 県及び東海旅客鉄道㈱が実施する対策 (イ) 発見または連絡に基づき、県は直ちに、警戒体制の強化、避難<u>指示の発令</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。	第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第3 活動の内容 1 鉄道事故情報等の連絡 (2) 実施計画 イ 市、県及び鉄道事業者が実施する対策 (イ) 発見または連絡に基づき、市及び県は、直ちに警戒体制の強化、避難、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。 (略) ウ 県及び東海旅客鉄道㈱が実施する対策 (イ) 発見または連絡に基づき、県は直ちに、警戒体制の強化、避難<u>勧告</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。	県の計画の記載に合わせて修正

【鉄道災害対策編】第2章第5節

新			旧			修正理由・備考
第５節　関係者等への情報伝達活動			第５節　関係者等への情報伝達活動			県の計画の記載に 合わせた修正
連　絡　先　一　覧　表			連　絡　先　一　覧　表			
中 央 線	J R 東海	長野県	中 央 線	J R 東海	長野県	
	東 海 鉄 道 事業本部			東 海 鉄 道 事業本部		
	工 務 部 工 事課	危機管理部 危機管理防災課		工 務 部 工 事課	危機管理部 危機管理防災課	
	TEL052-564-2486 FAX052-564-2486	TEL026- 235-7184 FAX026- 233-4332		TEL052-564-2486 FAX052-564-2486	TEL026- 235-7184 FAX026- 233-4332	
	木 曽 福 島 工務区 （塩尻・十 二兼間 234 K 982 m ～ 304 K 100 m）	木曽地域振興局 総務管理・環境 課		木 曽 福 島 工務区 （塩尻・十 二兼間 234 K 982 m ～ 304 K 100 m）	木曽地域振興局 総務管理課	
緊急時・夜間連絡先			緊急時・夜間連絡先			
J R 東海総合指令所	TEL052-564-2466 FAX052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課 木曽地域振興局 （代表番号で衛 視が対応）	J R 東海総合指令所	TEL052-564-2466 FAX052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課 木曽地域振興局 （代表番号で衛 視が対応）	

【火山災害対策編】第1節

新	旧	修正理由・備考
火山災害対策編 第1節 火山災害に強いまちづくり 第2 実施計画 3 ライフライン施設等の機能の確保 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設<u>の</u>火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 4 降灰対策 火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の<u>市</u>民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。	火山災害対策編 第1節 火山災害に強いまちづくり 第2 実施計画 3 ライフライン施設等の機能の確保 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設<u>やの</u>火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 4 降灰対策 火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の<u>住</u>民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。	誤字の修正